

北海道胆振東部地震に係る販路開拓支援及び事業者登録
実施要領

1. 趣旨

北海道胆振東部地震に係る復興支援の一環として、直接的及び間接的被害を受けた地域の特産品等を域外で広く販売・PRを行うことにより販路開拓を支援する。

2. 対象地域

北海道内を対象地域として、直接的及び間接的被害を受けた域内の事業者
(例) 地震により自社工場の生産ラインがストップしたが再開した事業者
材料調達先が被災し、生産に影響が生じた事業者
販売先が被災し、新たな取引先を探している事業者

3. 販売・PR方法

以下のとおり販路開拓支援を行う(全体イメージは別添参照)

- ① 全国連が開催する物産展(ニッポン全国物産展等)における特設コーナーの設置
- ② 全国の商工会等が行うイベント、物産販売会、アンテナショップでの商品販売
- ③ ニッポンセレクト.comにおける商品販売
- ④ 「むらからまちから館」における商品販売

4. 実施手順

①事業者の意向確認・登録

全国連が北海道連に対して商品供給できる事業者の商品情報の収集を行う。

北海道連は商工会等を経由して事業者の把握を行い、「登録フォーム」を北海道連に提出するよう周知を行う。

希望する事業者は北海道連宛てに「登録フォーム」を送付し、北海道連が取りまとめのうえ、全国連へ提出する。

※提出された事業者情報については、物産展等を主催する関係団体等にも提供させていただきます。

②イベント等の実施の呼びかけ

全国連では、今般の北海道胆振東部地震の復興支援の観点から、特産品等の販売イベント等の実施を県連に呼びかけ、各県連から商工会等へ周知をいただく。

③登録事業者へ出展募集

各支援策が決定した段階において、登録された事業者に対し出展募集を行う。

④商品選定

希望のあった事業者商品の中から支援メニューに見合った商品の選定を行う。

※売り場面積等の都合によりしばらくお待ちいただく場合がありますので予めご了承ください。

⑤出展依頼

イベント等を主催する商工会等より登録事業者へ、個別の連絡調整を行う。

⑥出展

各事業者から指定した集荷場所へ商品を送付する。

5. 商品条件等について

商品や販売方法等については、支援メニューの内容により出展条件が異なりますので、支援メニューごとにご確認いただくこととなります。